

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

1 目的

工事写真の小黑板情報電子化は、受注者の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことが可能であり、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図ることができるものである。

2 必要な機器の導入

- (1) 受注者は、工事着手前に監督員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨及び本工事での使用機器について申し出、書面による承諾を得るものとする。
- (2) 導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、工事に必要な事項を記載した小黑板の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。
- (3) 使用機器の事例として、
URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照できる。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
- (4) 導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとする。
- (5) 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、土木工事・プラント工事については技術管理費、建築工事・建築付帯設備工事については現場管理費に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信憑性)チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

3 工事写真における小黑板情報の電子的記入の取り扱いについて

- (1) 受注者は、上記 2 の機器を用いて工事写真における小黑板情報の電子的記入をする場合は、同時に小黑板情報の電子画像を記録するものとする。(小黑板情報の電子画像を後で貼り付けてはならない)
- (2) 小黑板情報の電子的記入は「平成 27 年 6 月 11 日 事務連絡 工事写真の取り扱いについて (通知) - 2①」の工事写真の修正・編集には該当しない。また、同通知 - 2②に認める以外の画像の合成・回転・部分修正等の加工は禁止する。
- (3) 小黑板情報の電子画像の記載事項に不足があり補足説明が必要な場合又は内容に誤記が生じた場合は、写真台紙等の記事欄に補足説明又は誤記訂正等の記入を行うこと。

4 小黑板情報電子化を行った写真の整理・納品

- (1) 受注者は上記 3 に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真を工事完成時に監督員へ納品すること。
- (2) 受注者は納品時に (URL 「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ報告すること。
- (3) 監督員は、提出された信憑性確認結果に疑義がある場合は、受注者に対しデジタル工事写真の原本の提出を求め、チェックシステム (信憑性チェックツール) を用いて信憑性の確認を行う。